

第1回「自転車保険専門部会」議事概要

1 開催日時

平成26年6月3日（火）午前10時から午後0時

2 開催場所

兵庫県民会館「鶴」

3 保険にかかる知識の共有

今後の検討の基礎知識を共通にする目的で、自賠責保険の概要と自転車にかかる保険について、席上配付資料に基づき情報の共有を行った。

4 議事概要

(1) 自転車保険を取巻く現状について

- アンケートでは、自転車保険に加入しているという方が24%いるということであるが、この方々がなぜ保険に加入しているのかという理由はあるか。

店頭でお客様と接していると、万一、自分が事故に遭った場合、或いは自分の子どもが事故に遭った場合に不安だからと言う人が多いと感じる。自転車に乗っていて自分や家族が怪我をした時のために保険に加入するのか、自転車事故を起こして加害者になった時のためなどが考えられるが、保険加入者の意図を明確にしておくべきである。

- 安い自転車の金額に対して、自転車の保険は金額が高い。
1万円程度の自転車に4～5千円を払うことに納得するのか。
- 会員になった人に保険制度をつけていたが、65歳以上の事故率が高いため、保険の対象から65歳以上を切り離れたところ、会員になるメリットがないため、会員が減少した。
- 自転車店でお客さんに自転車の保険を普及させようとしても、法的な制限があり、保険を勧めることができない。
自転車販売店で保険に加入できる仕組みがあれば、購入時に保険に入る可能性は高くなると思う。
- 小売りの段階では、保険の販売、保険の代理店業務ができないため、整備に補償をつけるのが限度である。
- 保険業法により、保険の募集資格を持った人しか募集できないので、無資格の人は募集・契約の手続きができない。
- スマートフォン（携帯電話）やインターネットでの加入・掛け金の収納手続きをしている会社もあり、1年後の契約更新時にはメールや葉書で案内し、加入者本人も自助努力をしてもらっている。今後は、インターネットは切っても切り離せない環境になるかもしれません。

(2) 自転車保険の必要性について

- 自転車と衝突する交通事故に遭った人で、精神的に大きなダメージを受けているが、保険などでお金の補償があると、安心する部分がある。
自転車事故は他人事ではない。

(3) 自転車保険の促進方法（義務化の検討について）

- 義務化は難しいのではないか。
防犯登録もしない人もおり、自らお金を払って自転車に付加価値を求めるとは考えにくい。
- 掛け金の問題、どこで手続きをするのか、その人が自転車を持っている間どのように補償を継続するのか。
- 保険を自転車にかけるのか、人にかけるのかは課題の1つである。
- 県民全体に義務化なのか、一定の範囲内での義務化も可能か。
- 組織や事業者に対して完全に義務であるということを一斉に打ち出すことについては、県民等の意見を聞きながら慎重に進めなければならない。
- 義務化のレベルはどうするのか。条例で罰則や保険加入の確認方法等、しっかりしたものを作るのか、若しくは防犯登録のように啓発的な義務化とするのか。平成25年中の交通事故の発生状況から見ると、自転車が加害者となるおそれがある交通事故は、人対自転車の175件、自転車対自転車の245件の合計420件で全体の1.28%であり、ここにどれだけの予算をかけることができ、また県民からの納得が得られるか。
- 自転車利用者に対して、保険加入を努力義務とし、加入促進強化対策を打って出ることを条例化する方法もある。
- 兵庫県のみで義務化した場合、府県境に居住する人や、通勤・通学等での出入りはどうするのか。義務化されていない周りの府県への対応も必要。
- 努力義務化にする場合でも、特定の事業者に負担がかかるのであれば問題である。
- 義務化された場合、どこでどんな保険に入れればいいのか、どんな種類があり、どうやって加入するのか等が、県民にとって一番の疑問となる。
- 業務の合理化等からも、人をできるだけ介在させないような、インターネットを活用する方法もある。
- 組織や事業者の個々の判断になるが、個別の組織・事業者・学校など、義務化の範囲を一定の範囲内で始めるという方法もあり、今後の進め方の1つとして検討の余地はある。
- 義務化の対象商商品を一本に絞り込むことは難しいのではないか。
- 保険契約の重複についてどのように確認したり点検したりするのか。
- 県民の方々の知識・認識を高めていくような啓発をしっかりと実施していくことが必要。